

置戸町通学路交通安全プログラム

通学路の安全確保に関する取組方針

令和3年6月

置戸町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

全国で相次ぐ登下校中の児童生徒が死傷する事故を受けて、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「置戸町通学路交通安全プログラム」を策定しました。本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図ります。

2. 通学路安全推進会議の設置

「置戸町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を次の関係機関及び団体等をもって設置します。

○交通安全対策関係者

- ・北見方面本部北見警察署置戸駐在所・置戸町総務課（交通安全担当）

○教育関係者

- ・置戸町校長会・置戸町PTA連合会・置戸町教育委員会（学校教育課）

○道路管理者

- ・北海道網走開発建設部
- ・北海道網走建設管理部北見出張所
- ・置戸町施設整備課（町道管理担当）

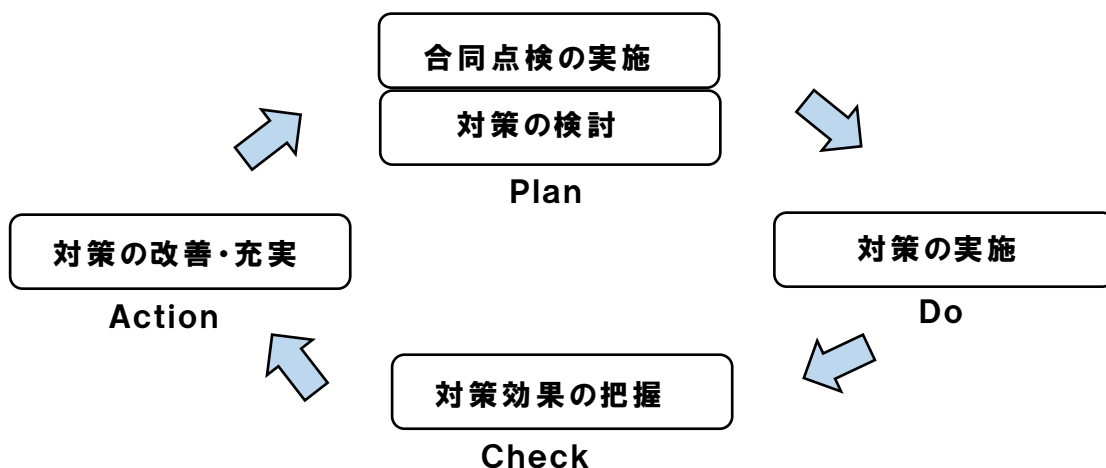
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握に努めるなど、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検の実施

- ・各小中学校は、通学路について常に注視し危険箇所等発見した場合は、速やかに「推進会議」（学校教育課）に報告します。
- ・「推進会議」は、学校のほか関係機関からの報告に基づき、緊急性や危険性などを勘案し、必要に応じて合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、歩道整備、防護柵、標識の設置などハード対策の実施と、交通規制や交通安全教育等のソフト対策の実施について具体的な対応を検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、円滑で効果的な対策が進められるよう、関係機関との連携に努めます。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等については、実際に期待した効果が上がっているか、もしくは、児童生徒等が安心して通学できるようになったと感じているか等について確認するため、「推進会議」関係者による現地確認の実施や児童生徒等の意向把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後についても、合同点検や効果把握の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所図の公表

点結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所図」を作成し、公表します。